

医療法人社団あんしん会四谷メディカルキューブにおける
外部研究費による研究実施規程

平成 28 年 3 月 31 日 制定

(目的)

- 第 1 条 この規程は、医療法人社団あんしん会四谷メディカルキューブの研究者が行う研究のうち、主に国あるいはその他の外部団体（以下、交付団体という）などが交付する研究費を受けて行う研究（治験その他の企業からの委託研究を除く）について、その取扱いの方針を定め、もって外部研究費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。
- 2 前項において、外部研究費は、文部科学省の科学研究費助成事業及び厚生労働省が交付する科学研究費を含む。

(組織の責任体制)

- 第 2 条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を四谷メディカルキューブ院長（以下、院長という）と定める。
- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について組織全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を経営管理部長と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を臨床研究管理部長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を臨床研究管理部長と定める。

(組織、研究を行う職)

- 第 3 条 研究活動を行うことを職務に含む者として臨床研究管理部に所属し、研究活動に実際に従事するもの（以下、研究者という）は下のとおりである。
- 研究推進課 臨床医学研究室（課長、主任研究員、特別研究員、研究員）
根拠規程等：医療法人社団あんしん会四谷メディカルキューブ臨床研究管理部運用規程
- 2 前項の主任研究員、及び研究員は必要に応じて配置するものとし、人員は別に定める。

(研究計画の策定)

- 第 4 条 研究者は、外部研究費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、交付団体が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを院長（最高管理責任者）に提出するものとする。

(研究の実施)

- 第 5 条 研究者は、外部研究費による研究を行う場合は、臨床研究管理部の活動として実施するものとする。
- 根拠規程等：医療法人社団あんしん会四谷メディカルキューブ臨床研究管理部運用規程

(研究成果の取扱い)

- 第 6 条 研究者は、外部研究費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該

研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 外部研究費による研究を行う研究者は、外部研究費に係る規程及び交付の際に付される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを院長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 外部研究費の研究計画調書の取りまとめは臨床研究管理部研究推進事務課、補助金の経理管理等の事務は、経営管理部管理課が所掌する。

- 2 研究推進事務課は、研究者の依頼に基づいて経営管理部サプライ課に物品の請求を行い、経営管理部サプライ課が業者への発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 経営管理部サプライ課は、業者が持ち込んだ物品について品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印して納品を受け、研究推進事務課を通じて研究者に交付する。
- 4 研究者は院内旅費規定等の該当ルールに従って、院内グループウェア上で出張申請、学会参加申請等を行う。経営管理部管理課は用務終了後出張報告書、学会参加報告書及び清算書(領収書)により事実確認を行う。研究推進事務課は事前の申請状況や事後の報告状況等を確認し、記録に残す。
- 5 経営管理部管理課は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

第9条 外部研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 院長(最高管理責任者)は、内部監査を行う者として経営管理部管理課及び同サプライ課から担当者を指名する。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 臨床研究管理部に所属する研究者は外部研究費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに交付団体あるいはその関連団体(文部科学省、独立行政法人日本学術振興会 ほか)が定める各種の外部研究費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。